

消防予第314号  
平成20年12月2日

各都道府県消防主管部長 }  
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

執務資料の送付について

社会福祉施設等のスプリンクラー設備の消防法上の取扱いに係る質疑応答について、別添のとおりとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

なお、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

別添

問 消防法施行令の一部を改正する政令（平成19年6月政令第179号）により、平成21年4月1日より、消防法施行令別表第1（6）項口に掲げる防火対象物で延べ床面積が275m<sup>2</sup>以上のものにスプリンクラー設備が義務づけられることとなったが、消防法施行令別表第1（6）項口に掲げる既存の防火対象物で平屋建て延べ面積1,000m<sup>2</sup>以上のもののうち、下記1及び2に適合する防火対象物について、消防法施行令第32条の規定を適用し、特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置することとしてよいか。また、下記3に適合する防火対象物について、消防法施行令第32条を適用し、スプリンクラー設備の設置を免除することとしてよいか。

記

- 1 次の（1）及び（2）に適合する防火対象物であること。
  - （1）延べ床面積1,000m<sup>2</sup>ごとに防火区画されていること。
  - （2）延べ床面積1,000m<sup>2</sup>ごとにされている区画ごとに直接屋外に通ずる避難口があること。
- 2 防火対象物の延べ床面積を1,000で除した数（1未満のはしたの数は切り捨てるものとする。）の介助者を確保していること。
- 3 上記1に適合する防火対象物のうち、次の（1）から（3）のいずれかに適合するものであること。
  - （1）小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について（平成19年6月13日付け消防予第231号。以下、「231号特例通知」という。）  
記1（2）及び（3）に該当するものであること。
  - （2）231号特例通知記2（2）、（3）及び（4）に該当するものであること。
  - （3）231号特例通知記4に該当するものであること。

答 認めて差し支えない。